

令和3年8月18日

各都道府県各種学校所管課

日本インターナショナルスクール協議会 御中

在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（参考送付）

このたび、内閣総理大臣より、令和3年8月20日から9月12日までを期間として、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を対象に、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われるとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県を対象区域として、緊急事態宣言の期間が令和3年9月12日まで延長されることとなりました。

また、令和3年8月20日から9月12日までを期間として、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県が新たに「まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）」とされるとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県について、「まん延防止等重点措置」の期間が令和3年9月12日まで延長されることとなりました。

加えて、既に重点措置区域とされていた、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、上述のとおり緊急事態宣言の対象区域に指定されることに伴い、「まん延防止等重点措置」が令和3年8月19日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されたのでお知らせします。

変更後の対処方針における学校の取扱いについては、別添のとおりであり、高等学校等における抗原簡易キット等の活用が奨励されております。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための検討材料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課

国際協力企画室長 松原

人物交流専門官 小野

外国人教育政策係 手塚、氏師

Tel : 03-5253-4111（内線 3222）

Fax : 03-5253-3669,

E-mail : kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

August 18, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Notification regarding countermeasures against COVID-19 at elementary schools and junior and senior high schools based on the Declaration of a state of emergency and the other measures

The Prime Minister of Japan has announced that the “Declaration of a state of emergency for COVID-19” will be declared for Ibaraki, Tochigi, Gunma, Shizuoka, Kyoto, Hyogo and Fukuoka Prefectures from August 20 until September 12, 2021, and the period of the Declaration of a state of emergency for Saitama, Chiba, Tokyo, Kanagawa, Osaka and Okinawa Prefectures will be extended until September 12, 2021.

In addition, Miyagi, Toyama, Yamanashi, Gifu, Mie, Okayama, Hiroshima, Kagawa, Ehime and Kagoshima Prefectures will be newly designated as the areas where the Priority preventative measures should be taken during the period from August 20 until September 12, 2021, and the period of the Priority preventative measures for Hokkaido, Fukushima, Ishikawa, Aichi, Shiga, and Kumamoto Prefectures will be extended until September 12, 2021.

Furthermore, the Priority preventative measures for Ibaraki, Tochigi, Gunma, Shizuoka, Kyoto, Hyogo and Fukuoka Prefectures will end on August 19, 2021.

We would like to announce that the Basic Policies for Novel Coronavirus Disease Control have been revised, in accordance with the above.

The countermeasures against COVID-19 at schools in the revised Basic Policies are as attached, and encourage the use of the antigen kits at high schools, etc.

We kindly share this with you because it could be utilized as a reference for your consideration about your response to the novel coronavirus disease.

To Prefectural miscellaneous category school departments: please send this notification to schools for foreign students among the “miscellaneous category” schools under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane and UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Ext: 3222), Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

8月17日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年8月17日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、令和3年8月20日から9月12日までを期間として、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われるとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県を対象区域として、法に基づく緊急事態宣言の期間が令和3年9月12日まで延長されることとなりました。

また、令和3年8月20日から9月12日までを期間として、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県が新たにまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされるとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県について、法に基づく「まん延防止等重点措置」の期間が令和3年9月12日まで延長されることとなりました。

加えて、既に重点措置区域とされていた、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、上述のとおり緊急事態宣言の対象区域に指定されることに伴い、法に基づく「まん延防止等重点措置」が令和3年8月19日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下

「対処方針」という。)」が変更されましたので、お知らせします。

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域の学校においては、引き続き、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照）や、不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な情報発信を行うことなど感染症対策を強化していただきますようお願いいたします。

また、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域を始めとし、その他の地域の学校においても、感染拡大への警戒を怠らず、感染の状況に応じて衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ってください。

なお、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について（依頼）」（令和3年6月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について（依頼）」（令和3年6月18日付文部科学省高等教育局私学部私学行政課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について（依頼）」（令和3年6月23日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「専修学校における抗原検査簡易キットの活用について（周知・調査）」

（令和3年6月17日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において調査を行った抗原簡易キットについては、順次、配付を進めております。

変更後の対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、改めて、高等学校等における抗原簡易キット等の活用が奨励されておりますので、都道府県教育委員会等におかれては、対処方針や「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年6月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において周知した「高校等における抗原簡易キットの活用の手引き」（別紙1）などに基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主

管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

記

1. 感染症対策の徹底

現在、新たな変異株（デルタ株）の感染者数が増加し、置き換わりが進んでいる。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

また、学校給食センターなど学校の関連施設において複数の感染者が発生する事例もあり、各教育委員会におかれては、感染症への対応に当たって、学校施設に限らず、学校の教育活動を支える関連施設も含めて、教職員等の健康管理に御配意いただきたいこと。

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和3年4月28日 Ver. 6）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

- ・小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（令和3年7月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

2. 部活動における留意事項

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生しているところ。こうした不十分な対策による感染拡大の事案が

今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなる。

特に部活動の大会やコンクールは、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会であり、これから大会やコンクールが多く開催されることや生徒の心情等を考慮していただき、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、一律に中止とするのではなく、感染状況に応じて、別紙2に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底し、感染症対策と部活動の両立を図り、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会を確保していただきたいこと。

なお、6月2日付けで公益財団法人日本中学校体育連盟等に対し、別紙3を発出しているため、ご参照いただきたいこと。

3. 学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。修学旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。）についても有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒等の心情等を踏まえ、一律に中止とするのではなく、以下のQ&Aを参考にし、適切な感染防止策を十分に講じた上でその実施について御配慮いただきたいこと。

（参考）文部科学省ホームページ「Q&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）学校行事に関すること」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

4. 運動時のマスク着用

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、その他の区域においても、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に

応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

5. 変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030817.pdf

(関連する記載の抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

7) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）を奨励する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

高校等における抗原簡易キットの活用の手引き

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

- 高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部（以下「高校等」という。）においては、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、持続的に子供たちの教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続いただくよう、文部科学省から累次にわたりお願いしてきたところです。
- 感染症対策に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）などにおいて、基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避けるため、身体的距離を確保するといった感染症対策の徹底、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策の実施など、具体的な留意事項を周知してきたところですが、特に、高等学校においては、クラスターの発生が継続的に見られており、また、感染の場面は部活動が関係している事例が多く見られる中、万一感染者が学内に生じた場合には、早期の発見・対応が求められます。
- こうした観点から、政府においては、簡易かつ迅速（検査の所要時間：15分～30分程度）に実施することができる「抗原簡易キット」（以下「キット」という。）について、その活用を希望し、かつ、キットの使用のための条件等が整っている高校等に対して、無償での配布を行うこととしました。
- このキットは、抗原定性検査を実施するものであり、その特性として、結果をその場で迅速に得られること、特に有症状者に実施した場合に正確性が高いとされていることがあります。このため、キットを受領した各高校等においては、保健室等にキットを備え、登校・出勤後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等）を訴える生徒や教職員（以下「生徒等」という。）に対して検査を実施するなど、キットの性質と各高校等の実情に応じた使用方法を御検討ください。
- また、たとえば、寮や寄宿舎で生活する生徒や部活動等の課外活動に参加する生徒（特に、外部の大会や競技会・発表会等に参加する生徒）のうち、咳、咽頭痛、発熱等の症状がある者に対して検査を実施すること等も、キットの活用方策として考えられますので、申し添えます。（検査結果が陰性であれば課外活動を継続できるわけではなく、医療機関の受診や自宅待機をする必要があります（後述）。）
- 加えて、学内において感染の可能性がある者を早期に発見する観点からは、生徒

等の健康管理も重要であり、文部科学省からは、衛生管理マニュアルにおいて、登校時、「健康観察表」なども活用しながら、生徒の健康状態を把握するようお願いしています。すでに各学校においては、健康観察を実施いただいているところと存じますが、政府としては、生徒の健康状態を一元的に把握・管理するためのアプリケーションについても、追ってお知らせすることとしていますので、必要に応じて活用をご検討ください。

- 本手引きは、キットを活用した感染者の早期発見・対応に当たっての手順や留意事項等についてお示しし、各高校等に参照いただくためのものですので、キットを使用する際には下記の内容に御留意の上、適切な手順で使用してください。ただし、今回配布するキットは3社の製品のいずれかであり、製品によって具体的な保管方法、使用方法等は異なりますので、必ず、キットに同封されている各製品の説明書をよくお読みください。
- また、本手引きは、基本的に医師等が常駐していない高校等における場面を想定し、教職員の管理下で生徒等本人が検査を行う場合の実施方法等についてお示ししています。医師等による実施が可能である場合は、検査の正確性等をより期すため、医師等により検査を実施するようにしてください。
- なお、前述のとおり、発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒も教職員も、登校せずに自宅で休養することを徹底することとしており、キットの配布はその趣旨を越えるものではありません。登校・出勤後に体調の変調を来した場合であって、直ちには医療機関を受診できない場合等における対応を想定していることに御留意ください。発熱等の風邪の症状がある生徒がキットを使用して検査を受けるために登校をするようなことが無いよう、徹底をお願いします。
- また、高校等でのキットの使用は、受診に代わるものではありません。キットの使用によって受診が遅れることがないよう、体調不良時は受診することが基本であることを徹底してください。

(1) キットについて（製品の仕様や、保管・使用時の留意事項）

- キットの管理や使用に当たっては、以下の事項に御留意の上、正しい方法で使用してください。

<具体的な製品の仕様・管理方法>

- ・ 政府から無償で配布するキットは、厚生労働大臣から薬事法令上の承認を受けたものであり、以下の3社の製品のいずれかを送付する予定です。（製品を選んでいただくことはできません）
- ・ 1つの包装に、10回分又は60回分の検査を実施することができるキットが含まれています。キットは常温程度（2～30℃の間）で保存することが可能ですが、夏季の気温等も踏まえ、冷暗所に保管するなど適切にお取り扱いください。冷蔵保存を行う場合は、使用前に室内温度に戻すことが必要です。

- ・ キットの有効期限は、製品の種類にもよりますが、12 か月程度となっています。今回配布するキットの実際の使用期限は、各製品の外箱の表示等でご確認ください。
- ・ 各製品の説明書等のほか、厚生労働省ホームページに掲載予定の教材（詳細については追ってお知らせします。）についても事前の学習により内容を理解しておくようお願いします。
- ・ 使わずに余った場合（使用期限を過ぎた場合）は、基本的には一般廃棄物として廃棄することが可能です。
- ・ 検査に使用したキット等の廃棄に当たっての具体的な処理手順については、各製品の説明書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、必要に応じ、自治体等の廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いします。

＜使用時の留意事項＞

- ・ キットは、抗原定性検査を実施するものであり、特に無症状者に対して実施する場合は、核酸検出検査（PCR検査）等と比較して感度が低い可能性があることから、無症状者へ確定診断として用いることや、濃厚接触者への検査に用いることは推奨されません。

	企業名	製品名	サイズ・重量
1	富士レビオ（株）	エスプライン SARS-CoV-2	縦 75×横 210×奥 160mm、240g、10 回分
2	デンカ（株）	クイックナビ-COVID19 Ag	縦 80×横 197×奥 97mm、210g、10 回分
3	（株）タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2	縦 69×横 242×奥 88mm、202g、10 回分
		イムノエース SARS-CoV-2	縦 110×横 256×奥 255mm、1,057g、60 回分

- ・ 高校等においてキットを有効に用いることができる場面としては、たとえば、生徒等が登校後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等※の症状）を発現させた場合において、学内で速やかに有症状者の感染リスクを確認する必要があるときなどが想定されます。各高校等におかれましては、このような場合を念頭に、必要に応じて学校医や医療機関等とも相談の上、キットを有効に御活用ください。

※ このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。

（２）検査の実施について

- キットを用いて検査を行う際には、適切な取扱いに留意するとともに、学内外の関係者との連携を含めた適切な検査に必要な環境を整備すること、生徒等や保護者に検査の性質や結果を踏まえた対応について丁寧に説明し、理解を得ることなどの配慮が必要です。
- 具体的な検査の実施手法等について、以下のとおり整理していますので、検査に

関与する方々に御理解いただくようお願いします。

＜検査実施体制の整備＞

- ・ 学校医や医療機関等と連携し、検査の実施前、実施後の手順をあらかじめ決めておくことが必要です。その際、検査実施後の連絡方法やその後の受診・診療の流れについても調整してください。
- ・ 検査を実施する場合には、養護教諭をはじめ、教職員等の立ち会いやその後の対応が必要になります。特定の教職員に過度な負担がかからないよう、あらかじめ役割分担をしておくことが重要です。
- ・ 生徒等や保護者に対して、検査の趣旨や性質、方法等をあらかじめ十分に説明の上、保護者からの同意を得ておくことが必要です。別添資料2に保護者への説明資料のイメージを示していますので参考にしてください。なお、検査の実施については、あくまで生徒等や保護者の意思によって行われるものであり、強制することが無いよう徹底してください。
- ・ 検査の実施場所については、他の生徒等への感染防止、体調不良を訴える生徒等のプライバシーに配慮し、あらかじめ決めておいてください。

＜検体採取の手法＞

- ・ 登校・出勤後に体調不良を訴える生徒等がいる場合には、本人の検査実施の希望意思を確認したうえで、学校長の判断で検査を実施してください。
- ・ キットによる検査に当たっては、鼻腔検体を採取するものと、鼻咽頭検体を採取するものの2つの方法がありますが、鼻咽頭検体は医師又は医師の指示を受けた看護師若しくは臨床検査技師による検体採取が必要になるため、高校等においては、鼻腔検体を被検者自ら採取することとなります。
※ 各製品の説明書には2つの方法が記載されていますが、必ず、鼻腔検体を採取する方法を確認するよう、よく注意してください。
- ・ 鼻腔検体については、被検者本人以外の者が立ち会った上で、本人が検体を採取することが可能です。立ち会う者は、医師・看護師等の医療従事者であることが望ましいですが、医療従事者の立ち会いが困難な場合は、高校等の教職員が立ち会うことで使用できます。立ち会う者は、キットを用いた検査方法について、本手引き及び各製品の説明書の内容の確認や、教材（詳細については追ってお知らせします）の学習等をしておくようお願いします。
- ・ 鼻腔検体の自己採取に立ち会う者については、被検者から飛沫を浴びないようにするなど、感染症対策にも留意し、被検者との間に十分な距離を確保するか、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けた上で、サージカルマスク又は不織布マスク及び手袋の着用等による防護措置を講じるようお願いします。

鼻腔ぬぐい液採取



- ・ 鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5回転させ、挿入した部位で5秒程度静置し、湿らせる（自己採取により実施）

＜検体採取後の操作＞

- ・ 検体採取後、付属の容器に入った液に綿棒を浸し、容器の外側から綿球部分をつまみ、数回回転させて、綿球部分から採取検体を抽出します。抽出後、容器の上から綿球部分をつまんで、綿球より液体を絞り出すように綿棒を引き抜き、試料とします。その後、試料が入った容器に付属のフィルターを装着し、付属の機器の液体滴下部に滴下し、一定時間（製品により、15分～30分）静置します。
- ・ 詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ 以上の操作は、本手引きや各製品の説明書を理解した教職員の指導の下、原則として生徒本人が行います。

（３）検査の結果について（結果の判断やその後の対応）

- 検査の結果の確認及びそれを踏まえた対応については、以下に掲げる事項に御留意いただき、感染拡大の防止を図ってください。また、検査結果に基づいて講じられる以下の対応については、被検者となる生徒等にも事前に説明するようお願いします。

＜検査結果の読み取り＞

- ・ キットによる検査の結果が、キットの外表部における縦線上の反応の有無によって表示されます。詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ キットの検査結果の確認は、生徒本人ではなく、教職員が、本手引きや各製品の説明書を理解した上で行うようお願いします。

※ ただし、被検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかを診断するには、医師の判断が必要です。キットの検査結果を学校医や医療機関等の医師に連絡し、それらの医師等において診療が行えるようにあらかじめ連携を図ってください。

＜検査結果が陽性だった場合＞

- ・ 検査結果が陽性だった場合には、生徒等が医療機関を必ず受診するよう促してください。医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がなされます。
- ・ 患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従ってください。
- ・ 当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行います。
- ・ 医師から届出を受けた保健所は、被検者への対応や濃厚接触者の特定など、必要な措置を講じていくこととなります。保健所と連携をとり、必要な協力を行ってください。

＜検査結果が陰性だった場合＞

- ・ キットを用いた検査で、陰性の結果だった場合でも、特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となることがあるため、引き続き感染予防策を講じることが必要です。
- ・ 被検者はすみやかに帰宅・療養させ、医療機関の受診又は症状が軽快するまでは自宅待機するなど、偽陰性の可能性を考慮し、感染が拡大しないような対応を講じることが必要です。

■ 高校等におけるキットの利用フロー図（イメージ）

（１）手引きの受領及び希望の有無等の確認

- ・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを学校の設置者経由で高校等が受領。その際、キットの利用希望の有無及び体制上の実施可否等を確認し、同封の調査票に回答。

- ☒ キットの活用希望がある
- ☒ キットの利用が可能な体制（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）がある

（２）キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。
- ・生徒等及び保護者に検査の趣旨や方法を説明し、希望する生徒の保護者からあらかじめ同意を得る。

- ☒ 検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
- ☒ 学内外の対応フローが整理されている

（３）キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。
- （※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。）

（４）検査実施後の対応

陽性

（４a）検査結果が陽性の者への対応

- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。
- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。

陰性

（４b）検査結果が陰性だった者への対応

- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。
- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。

■ キットを利用した検査に関する保護者への周知の例（イメージ）

抗原簡易キットを用いた検査の実施について

- 本校においては、生徒や教職員の安全を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、抗原簡易キットによる検査を実施することとしました。
- 本検査は、校内で体調不良を生じるなどした場合、短時間の簡易な検査で感染の有無の早期確認ができるものです。
 - ※ あくまで登校後に体調の変調を来した場合等における対応を想定しています。発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを引き続き徹底してください。
- 検査の概要は下記のとおりです。お読みいただき、お子さまともよく話し合っていた上で、検査実施を希望する場合は、あらかじめ同意書の提出をお願いします。

記

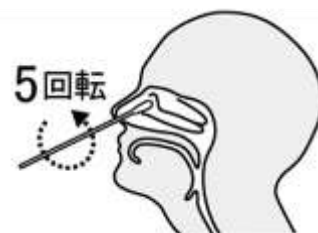
（検査の実施対象となる者）

登校後に、新型コロナウイルス感染症の初期症状の可能性がある体調不良（咳・咽頭痛・発熱等※）を生じた生徒

- ※ このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。ただし、無症状の場合は、本キットによる検査には適していません。

（検査実施方法）

- ・ 検査は、鼻腔ぬぐい液採取で行います。
- ・ 鼻腔ぬぐい液採取とは、鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置して検体を採取する方法で、基本的に生徒本人が行います。



裏面もご覧ください

同意書

抗原簡易キットの趣旨や実施方法、留意事項等について確認しました。
体調不良が生じた場合の検査の実施について、同意します。

令和3年 月 日

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

(検査実施のイメージ)

① 学校において、同意書により、検査実施への保護者の同意を確認する。

※ 保護者の同意が無い場合は、本人が希望しても検査を実施できません。体調不良が生じた際の検査を希望する場合には、あらかじめ同意書を提出してください。

② 体調不良を生じた生徒の申し出を受け、検査を実施する。

③—1 陽性だった場合

- ・ 医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がされる。
- ・ 患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従う。当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行う。

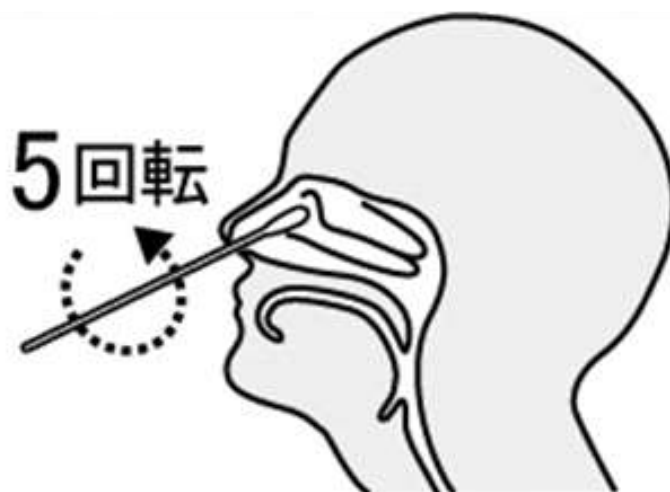
③—2 陰性だった場合

- ・ 偽陰性の可能性もあることから、帰宅の上、可能であれば医療機関を受診するとともに、症状が快癒するまで自宅待機を行う。

(留意事項等)

- ・ お子さまの体調や状況等によって、保護者の方に迎えに来ていただく可能性もありますので、ご了承ください。
- ・ 検査に係る費用は無料です。

■ キットを利用する際の検体採取の方法に関する生徒等への説明イメージ図



- ① キット付属の綿棒を鼻腔入り口から 2 cm 程度、粘膜部分をぬぐうようにしてゆっくり挿入します。
- ② 挿入後、綿棒を 5 回程度ゆっくり回転させます。
- ③ 挿入した部位で 5 秒程度静置し、綿球を十分湿らせた後、先端が他の部位に触れないようにそっと引き抜きます。
- ④ 摂取した綿棒を所定の容器へ入れます。

部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いします。

<感染リスクの高い活動等の制限等>

- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼吸を伴う活動などを一時的に制限する。
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等を行わない。
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

<部活動に付随する場面での対策の徹底>

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておく。

<学校全体としての取組>

- 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。
- 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

部活動の大会等における感染拡大予防ガイドラインを策定しましたのでお知らせします。また、生徒の成果発表の機会の確保に向けて御理解、御協力をお願いします。(新規)

事務連絡
令和3年6月2日

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
全国中学校文化連盟
公益社団法人全国高等学校文化連盟

御中

スポーツ庁政策課学校体育室
文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大
予防ガイドラインの策定及び生徒の成果発表の機会の確保等に係る取組
について（依頼）

学校教育活動の一環として行われる部活動については、地域の感染状況等に応じて、実施内容や方法を工夫した上で実施するなど、感染症対策と部活動の両立を図り、学びの機会を保障していくことが重要です。また、部活動の大会等についても、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会でありますので、十分な感染防止対策を講じた上で、できるかぎり実施していただきたいと考えております。

スポーツ庁及び文化庁では、中学生や高校生等が参加する全国大会・コンクール等の開催に当たって、生徒等にとって安心安全な大会等が開催されるよう、大会等の前後も含めて留意していただきたい事項をガイドラインとして別紙のとおりまとめました。

これまでも、貴団体等におかれては、大会等の開催に向けて、スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や、競技団体や文化芸術団体、施設の管理団体などの関係団体が策定しているガイドライン等を踏まえ、適切に対応いただいているものと承知しておりますが、本ガイドラインも参考にいただき、一層の感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、このことについて、加盟の団体・連盟等に対して周知くださるようお願いいたします。

スポーツ庁及び文化庁としては、引き続き生徒等にとって安心安全な大会等の開催に向けて、連携協力して取り組んでまいりますので、生徒の部活動における成果発表の機会の確保が図られるよう御理解、御協力いただきますよう改めてお願いいたします。

<本件担当>

（運動部活動について）

スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係

電話：03-5253-4111（内線 3777）

（文化部活動について）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室

電話：03-5253-4111（内線 2832）

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における 感染拡大予防ガイドライン

令和３年６月２日

スポーツ庁
文化庁

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、変異株の拡大等、引き続き警戒が必要な状況にあります。このような中、全国から参加する中学生や高校生等が集まる大規模な大会やコンクール等（以下「大会等」という。）を開催するに当たっては、十分な感染防止対策を講じ、大会等に参加する生徒はもちろんのこと、大会等の運営に携わるスタッフや観客の安全を守る必要があります。

そのため、大会等の開催に当たって、主催者の参考となるよう、留意すべき事項についてガイドラインとしてまとめましたので、本ガイドラインも参考に感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインは、大会等の運営における一般的な留意事項をまとめたものであり、競技、演技、演奏等（以下「競技」という。）の実施に当たっては、当該中央競技団体や文化芸術団体等が策定しているガイドライン等を踏まえて実施してください。

なお、本ガイドラインは、令和３年６月２日時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には必要に応じて見直してまいります。

１．大会等の運営

（１）大会等の実施

- ・大会等の開催要件等について、開催地の各都道府県に事前相談をすること。観客を入れる場合には、収容率及び人数制限についても確認をすること。
- ・事前に相談した以後に、開催地が新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置区域となった場合には、改めて開催要件等について確認すること。
- ・全国的に緊急事態宣言が発令された場合や、開催地における医療体制がひっ迫し大会等の開催期間中に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応が困難となった場合等には、速やかに中止や延期を検討すること。

（２）感染防止の責任者の配置

- ・大会等の開催に係る新型コロナウイルスへの感染防止の責任者を配置すること。大会等が複数の会場で実施される場合には、会場ごとに当該会場における責任者も合わせて配置すること。

- ・大会等の開催に当たり、体調不良者への対応や検査等において医療機関との連携が必要となる場合を想定し、大会等の会場付近の医療機関とあらかじめ受診や検査等について調整を行うこと。
- ・参加する学校（複数の学校が合同で参加する場合には代表校）や団体ごとに、当該学校等の参加者における感染防止の責任者を配置させること。

（３）感染防止措置の周知

- ・感染防止のため実施すべき事項や大会等に参加する生徒、監督・コーチ・引率者（以下「参加者」という。）が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、周知すること。

（４）開会式等

- ・開会式、抽選会、表彰式等を実施する場合は、必要最小限の出席者とする。
- ・出席者にはマスクを着用させること。
- ・整列する際は、周囲の人となるべく距離（※）を空けさせること。
（※）感染予防の観点からは、できるだけ２mを目安に（最低１m）の距離を空けること。

２．大会等の参加者への要求事項

（１）体調管理

- ・参加者の健康管理や参加の可否の判断、感染が発生した場合の連絡体制等の手順について策定し、あらかじめ参加者に対して周知すること。
- ・参加者に対して、大会等に参加する１４日前からの体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・大会等開催中は、参加者に対して毎日体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・提出させた書面は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、少なくとも１か月以上の保存期間を定めて保存しておくこと。
- ・発熱等の症状がある参加者については、速やかに医療機関等への相談・受診を行わせ、かつ検査を受けさせた上で大会に参加等させること。
- ・大会等の終了後に参加者の感染が判明した場合は、主催者に速やかに報告させること。

（２）マスクの着用等

- ・参加者に対してマスクを準備させ、競技中を除き原則として大会中は着用させること。
- ・マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとること等、無理をしないことについて注意喚起すること。

（３）移動、ミーティング等での留意事項

- ・参加者は、移動、ミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用する等、感染対策に十分配慮させること。

- ・大会等の参加に際して飲食を伴う壮行会、祝勝会等の開催は控えさせること。特に他の学校との競技外での交流は厳に控えさせること。

(4) 十分な距離の確保

- ・競技中以外は、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けさせること。
（※）感染予防の観点からは、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）の距離を空けること。

(5) 競技中の留意事項

- ・競技中に、唾や痰をはくことを行わせないこと。
- ・タオルや飲み物等の共用はさせないこと。
- ・ハイタッチ、握手等を控えさせること。
- ・本番やリハーサル等の入れ替えの際には、十分な時間を設定したり、出場校同士が接触しないようにする等の配慮を行うこと。

(6) 飲食

- ・指定場所以外で行わせないこと。
- ・飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行わせること。
- ・飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用させ、共有させないこと。
- ・周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底させること。
- ・会話をする時はマスクを着用させること。
- ・指定場所は換気を十分に行うこと。
- ・飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てさせないこと。

3. 会場設営

(1) 手洗い場所

- ・参加者が手洗いをこまめに行えるよう、手洗い場に石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または手洗い後に手をふくために参加者にマイタオルを持参させること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

(2) 更衣室、控え室、休憩スペース

- ・更衣室、控え室、休憩スペース等（以下「更衣室等」という。）は感染リスクが比較的

高いことに留意すること。

- ・更衣室等の広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- ・更衣室等では、原則としてマスクを着用させること。また、会話や食事は控えさせること。
- ・更衣室等で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ・入退室の前後での手洗いを促すこと。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。

（３）洗面所（トイレ）

- ・洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ・トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または参加者にマイタオルの持参を求めること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

（４）用具の管理

- ・共有する用具等はこまめに消毒すること。
- ・参加者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者进行特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒すること。
- ・用具等の搬入・搬出、設置の際は、十分な時間を設定する等の配慮を行うこと。

（５）観客の管理

- ・観客を入場させる場合には、各都道府県に収容率及び人数制限について確認し、対応すること。
- ・ステージを利用する場合は、ステージ端から観客との距離（※）を十分確保すること。
（※）感染予防の観点からは、できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m）の距離を空けること。
- ・大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事

項を周知すること。

- ・大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で販売すること等により、マスク着用率 100%を担保すること。
- ・選手等の参加者と観客が競技の前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。
- ・観客の休憩時間や入退場時の密集回避（時間差入場等）、会話の抑制の周知を行うこと。

（６）大会等の会場の環境

①換気

- ・室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと。

②施設の維持管理

- ・体育館等の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりする等、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。なお、体育館等のフローリング床について、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能であるが、使用後にきちんと拭き取ることが必要である。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要である。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようにすること。

（７）施設の入口

- ・大会等の施設の入口に手指の消毒設備を設置すること。
- ・参加者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。

（８）ゴミの廃棄

- ・参加者に対しゴミ（マスクや鼻水、唾液等がついたもの等）を持ち帰らせることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒させること。

（９）清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、毎日、競技の開始前、開始後に清拭消毒すること。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わないが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記（６）②のとおり適切に清掃・消毒すること。

(10) 大会運営スタッフの管理等

- ・参加者に準ずる健康管理を行うこと。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられる大会運営スタッフについては、参加を自粛させること。
- ・原則として、常時マスクを着用させること。